

自主共済制度の適用除外を求める意見書

第162通常国会で成立し、2006年4月1日に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」(以下「保険業法」という。)によって、各団体の構成員のための自主的な共済制度が保険業とみなされ、様々な規制を受け、存続の危機に追い込まれている。

保険業法の改正の趣旨は、「共済」をかたって不特定多数の消費者に被害をもたらした、いわゆるオレンジ共済事件のように「マルチ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的であった。ところが、保険業法の策定と政省令の作成の段階で、当初の趣旨から大きく逸脱し、自主共済制度についても、保険会社に準じた規制を受けることになり、PTA団体・障害者など存続困難な状況に陥って制度の廃止を決めた組織も出てきている。

そもそも自主的な共済制度は、団体の目的の一つとして構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本社会に深く根を下ろしてきた。団体がその構成員の「仲間同士の助け合い」を目的に、自主的かつ健全に運営してきた自主共済制度は「利益」を追求する保険業とは全く異なっている。その自主共済制度を強制的に保険会社や少額短期にしなければ運営できないようにし、「儲け」を追求する保険会社と同列において、一律に様々な規制を押しつけることになれば、多くの自主共済制度の存続が不可能となり、憲法で保障された「結社の自由」や「団体の自治権」を侵していることになる。

このように、政府・金融庁が日本の健全な自主共済に規制と干渉を行っていることは、その団体と加入者に多大な不安と損失を招いている。

よって、政府並びに国会におかれては、以上の現状を踏まえ、2008年3月までの経過措置期間を延長し、下記の事項について早急に行われるよう強く要望する。

記

1. 自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月26日

衆議院議長	河野 洋平	殿
参議院議長	江田 五月	殿
内閣総理大臣	福田 康夫	殿
総務大臣	増田 寛也	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
金融担当大臣	渡辺 喜美	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会